

センター名称		やすらぎミラージュ	大泉北	大泉学園	南大泉
I	運営方針				
	運営方針	地域の医療・介護等の多職種、様々な活動団体、区の関係機関等と協働し、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たすよう努める。	感染症の影響により、一時的に希薄になっていた地域のつながり(顔の見える関係)の再構築を目指し、地域住民や介護事業者等、関係機関と地域全体での見守りや支え合いの体制づくりに努める。	担当地域の大幅な変更を踏まえ、新しい地域を含めた地盤固めを行う。町会や民生委員との連携、医療機関への広報活動、商店や一般企業の開拓を行い、チームオレンジ活動の充実と多世代交流を目指す。	地域住民や、地域の関係機関とのつながりを大切にし、この地域の特色である地域で作り上げる「スプリングフェスタ」や地域のイベントに参加し、コロナ禍で縮小された地域活動を再開する。
II	組織運営体制				
	(3) 区および他センターとの連携	毎月開催される大泉地域圏域連絡会議に参加し、区の高齢者・介護保険等施策の情報を得るとともに、他センターの業務の実際についての情報共有を図り、平準化に努める。	センター長会や圏域連絡会で情報共有や意見交換を行い、区と他の地域包括との連携に努める。圏域内センターにおけるサービスの質の向上と平準化を目指す。	総合福祉事務所や他センターと情報や意見交換を行い連携を図る。高齢者虐待や安否確認など緊急性の高い事案について、総合福祉事務所に報告、協働して対応をする。	区が開催する圏域連絡会や地域包括支援センター長会、その他各専門職における会議体等の中で、区とセンターの相互連携を推進し、かつ業務の平準化を図る。
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	事業の継続や復旧を図るための事業継続計画に取り組む。利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築できるよう検討する。	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続できる体制の構築を目指し、受託法人内での協議において事業継続計画を策定する。	防災委員を配置し、法人併設事業所と防災訓練計画を策定し実施。大規模災害発生時の避難行動要支援者の安否確認については、区の研修に参加する。	感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、必要な研修や訓練が行えるよう努めていく。
III	各事業の実施方針				
	1 包括的支援事業				
	(1) 総合相談支援業務 ② 家族介護や複合的な課題を持つ世帯への支援	相談に対し、各支援関係部署と連携して支援に努める。また、複合的な課題を持つ世帯には、必要に応じて連携推進係に繋ぎ、役割分担をしながら課題解決に取り組む。	相談内容を包括的に受け止め、課題を抱える相談者に対し、必要な関係機関に繋ぎ、情報共有と役割分担をしつつ、課題解決の支援に努める。	社会情勢を踏まえ、介護離職防止の視点から関係機関と連携して支援を行う。多領域からの支援が必要な場合には、保健相談所や生活サポートセンター等と連携支援する。	各々が抱える課題に真意に向き合い、各関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けての働きかけを行っていく。
	(2) 権利擁護業務 ① 高齢者虐待への対応	支援方法、役割分担等については区と密に連携を図りながら、対応についても高齢者虐待防止・養護者支援マニュアルに則って区と協働する。	一連の支援においては、高齢者虐待防止法の要旨である「高齢者の安全確保」と「養護者の支援」を理解しつつ支援を行う。	職員の意識啓発と対応スキル向上を図るため、虐待に係る外部研修を受講し、所内伝達をする。また支援方針については毎朝のミーティングで、他職種で検討を行う。	センター内で共有の上、高齢者虐待に係る相談、指導および助言、通報または届出の受理、高齢者の安全確認、養護者の負担軽減のための措置等迅速な支援を行う。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務 ② 介護支援専門員への支援	地域の介護支援専門員の日常的な業務の実施に関し、計画作成に関しての指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な立場からの個別指導、相談への対応を行う。	担当区域の介護支援専門員からの相談に応じ、サービス担当者会議への参加等技術的支援を行ない、ケアマネジメント力強化の支援を行う。	地域の介護支援専門員から地域包括の継続支援を必要とするケースの認定調査の依頼があった際は、必要性を確認したうえで調査を実施し、介入や後方支援を行う。	区や地域の介護支援専門員と協働し研修を企画・運営することで、地域の中核を担う介護支援専門員の人材育成につながるよう努めていく。
	2 地域ケア会議				
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	地域ケア個別会議、地域ケア予防会議で把握した担当地域内の地域課題についてその情報を共有し、その解決に向けて地域の関係者間で話し合う。	必要に応じて、高齢者にかかる権利擁護等個別の地域によらず課題となるテーマに関する理解深化の機会としても活用する。	特に地域ケア会議で顕在化した地域課題をテーマとして取り上げ、介護事業所、民生委員、町会自治会、ボランティア等の関係機関と意見交換を行い、結果を共有する。	地域ケアセンター会議で把握された地域課題は、総合福祉事務所が開催する地域ケア圏域会議に報告し、地域の関係機関と課題解決に向けた検討を行う。
	3 在宅医療・介護連携の推進				
	(2) 地域の医療資源の把握と連携強化	各種会議・研修等への参加を通して地域の医療・福祉資源の把握に努め、それらに関する情報を収集する。医療・介護関係者間の連携等や相談時の情報提供等に活用する。	圏域のセンターとの協働により、情報のリスト化を行ったり、在宅医療・介護連携に関する研修等(大泉コネクカフェ)を計画的に開催する。	担当地域の医療機関を訪問し、地域包括支援センターの広報活動を行う。チームオレンジ事業についても周知し、支援の必要な人とつないでもらうよう行動する。	地域の医療・福祉資源の把握や情報の最新化に努め、地域の関係者間の連携に活用していく。
	4 認知症施策の総合支援				
	(1) 認知症に関する相談支援	認知症の高齢者の方やその家族、医療介護関係者からの相談にアセスメントを実施。その結果に基づき必要な支援を把握しサービスや関係機関、各種制度の利用につなげる。	「医療と介護の相談窓口」において、もの忘れ検診対象者や、認知症の高齢者および若年性認知症の方やその家族等から、認知症および検診に関する相談を受け付ける。	「もの忘れ検診」において、要フォローと判断されたケースについて、これまでの相談歴を確認のうえアウトリーチを行い、必要な医療や社会資源につなぐ。	区が医師会と連携して行う「もの忘れ検診」の健診結果に応じて、専門医療機関への受診や介護予防事業など、その方に合った支援につなげるよう努める。
	5 生活支援体制整備				
	(2) 資源開発	地域行事への参加や地域ケア会議等の実施を通じ、地域課題を把握する。その課題に則り、担当地区内の地域団体の活動支援や不足するサービスの創出に関わっていく。	地域の関係者と連携のうえ、センターの業務遂行において把握した不足する社会資源の創出に努める。	毎月実施する出張型ケアカフェ、チームオレンジ事業である「ラジオ体操の集い」の自主グループ化を目指し、地域のボランティア育成について生活支援コーディネーターと協働する。	地域ケア会議等の実施を通じ、担当区域内の地域団体の活動支援や不足する生活支援サービスについて創出できるよう努める。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援				
	(3) 高齢者を見守る地域づくり	民生児童委員、町会自治会、老人クラブ等、高齢者の見守りに関わりのある団体や区民に働きかけ、包括職員協力連携し、見守りの地域づくりを行う。	地域の関係団体の定例会に参加し、関係作りに努め、訪問支援業務の普及促進を図る。訪問協力員やチームオレンジ活動で活躍できる高齢者の発掘に努めていく。	地域ケアセンター会議の開催、地域の防災訓練への参加、出張型街かどケアカフェへの協力要請を通じ、地域団体との関係づくりに努め、見守りに関する協力体制を強化していく。	地域団体や関係機関、専門機関に働きかけ、関係性を構築し、「見守りし合える」地域づくりを行う。地域の老人会で介護予防講座を今後も継続し、地域づくりに努める。

センター名称		大泉	やすらぎシティ
I	運営方針		
	運営方針	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう職員が連携して支援を行い、新たな担当地域の区民に対しては、適切な支援が行えるよう努めていく。	担当地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うとともに、センター内の各専門職種が専門知識を生かし、情報共有、連携、共同体制を構築し、業務全体をチームとして支える。
II	組織運営体制		
	(3) 区および他センターとの連携	毎月開催される大泉地域圏域連絡会に参加し、区の施策の情報を得る。また福祉事務所併設のため、担当地域外の相談にも対応し、速やかに他包括へ連絡・連携を行う。	毎月開催される大泉地域圏域連絡会に参加し、区の高齢者・介護保険等施策の情報を得るとともに、他センターの業務の実際についても情報を共有し、支援の平準化に努めます。
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	法人で作成したマニュアル等に則り対応を行う。研修や訓練の実施は、最新の情報を得るために行政からの情報発信を確認したり、外部研修を受講する機会をつくる。	法人で作成したマニュアル等に則り対応を行う。研修や訓練の実施は、最新の情報を得るために行政からの情報発信を確認したり、外部研修を受講する機会をつくる。
III	各事業の実施方針		
	1 包括的支援事業		
	(1) 総合相談支援業務 ② 家族介護や複合的な課題を持つ世帯への支援	調整困難な課題に対応するために、福祉・保健に関する機関と連携し役割分担をしながら支援をする。ケース検討会議で、情報共有と連携、包括的支援体制づくりに取り組む。	家族介護者や複合的な課題を持つ世帯に対し、保健、医療、福祉サービスをはじめとする適切な支援、関係者につなげる支援を行う。
	(2) 権利擁護業務 ① 高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止・養護者支援マニュアルに則り、高齢者の安全の確認その他通報・届出に係る事実の確認のための措置ならびに養護者の負担軽減のための措置に関する事務を行う。	高齢者虐待防止・養護者支援マニュアルに則り、高齢者の安全の確認その他通報・届出に係る事実の確認のための措置ならびに養護者の負担軽減のための措置に関する事務を行う。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務 ② 介護支援専門員への支援	相談内容を整理・分類し、地域ケア会議等でその内容を検討する機会を作ることで、個別ケースの課題を改善するとともに、地域の課題としても共有し、一緒に問題解決できるように努める。	相談内容を整理・分類し、地域ケア会議等でその内容を検討する機会を作ることで、個別ケースの課題を改善するとともに、地域の課題としても共有し、一緒に問題解決できるように努める。
	2 地域ケア会議		
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	地域ケア個別会議、地域ケア予防会議または他の委託業務において把握した担当地域内の地域課題について、情報を共有し、その解決に向けて地域の関係者で協議する。	地域ケア個別会議、地域ケア予防会議または他の委託業務において把握した担当地域内の地域課題について、情報を共有し、その解決に向けて地域の関係者で協議する。
	3 在宅医療・介護連携の推進		
	(2) 地域の医療資源の把握と連携強化	地域の医療・福祉資源の把握に努め、情報の最新化を図る。医療・介護関係間の連携等に活用するとともに、相談時にどの職員でも活用できるように準備する。	地域の医療・福祉資源の把握に努め、情報の最新化を図る。医療・介護関係間の連携等に活用するとともに、相談時にどの職員でも活用できるように準備する。
	4 認知症施策の総合支援		
	(1) 認知症に関する相談支援	もの忘れが気になる高齢者に対して、積極的にもの忘れ検診の利用を促す。練馬区医師会と連携し検診結果のアウトリーチを行い、専門機関の受診や介護予防事業につなげていく。	もの忘れが気になる高齢者に対して、積極的にもの忘れ検診の利用を促す。練馬区医師会と連携し検診結果のアウトリーチを行い、専門機関の受診や介護予防事業につなげていく。
	5 生活支援体制整備		
	(2) 資源開発	地域ケア会議等の実施や、生活支援体制整備事業の協議体に参加し、地域団体と連携や、活動支援や不足する生活支援サービスの創出に努める。	地域ケア会議等の実施や、生活支援体制整備事業の協議体に参加し、地域団体と連携や、活動支援や不足する生活支援サービスの創出に努める。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援		
	(3) 高齢者を見守る地域づくり	担当地域の変更を踏まえ、見守りに関わる団体や区民に働きかけ、関係づくりと見守りの地域づくりを行う。地域団体と協働し、高齢者が参加できる活動を実施する。	高齢者の見守りに関わる団体や区民に働きかけ、関係づくりと見守りの地域づくりを行う。街かどケアカフェ事業では、地域団体と協働し実施していく。